

# 令和6年度 ごみ収集カレンダー（貴船地区）

# 令和6年度 ごみ収集カレンダー（貴船地区）

### 4月

日	月	火	水	木	金	土
	1 資Ⅱ	2 可燃	3 資Ⅰ	4	5 可燃	6
7	8 資Ⅱ	9 可燃	10 資Ⅰ	11	12 可燃	13 環境事務所
14	15 埋立、資Ⅱ	16 可燃	17 資Ⅰ	18 有害	19 可燃	20
21	22 資Ⅱ	23 可燃	24 資Ⅰ	25	26 可燃	27
28 環境事務所	29	30 可燃				

### 5月

日	月	火	水	木	金	土
			1 資Ⅰ	2	3 可燃	4
5	6	7 可燃	8 資Ⅰ	9	10 可燃	11 環境事務所
12	13 資Ⅱ	14 可燃	15 資Ⅰ	16	17 可燃	18
19	20 埋立、資Ⅱ	21 可燃	22 資Ⅰ	23 大型	24 可燃	25
26 環境事務所	27 資Ⅱ	28 可燃	29 資Ⅰ	30	31 可燃	

### 10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃	2 資Ⅰ	3	4 可燃	5
6	7 資Ⅱ	8 可燃	9 資Ⅰ	10	11 可燃	12 環境事務所
13	14	15 可燃	16 資Ⅰ	17 有害	18 可燃	19
20	21 埋立、資Ⅱ	22 可燃	23 資Ⅰ	24	25 可燃	26
27 環境事務所	28 資Ⅱ	29 可燃	30 資Ⅰ	31		

### 11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 可燃	2
3	4	5 可燃	6 資Ⅰ	7	8 可燃	9 環境事務所
10	11 資Ⅱ	12 可燃	13 資Ⅰ	14	15 可燃	16
17	18 埋立、資Ⅱ	19 可燃	20 資Ⅰ	21	22 可燃	23
24 環境事務所	25 資Ⅱ	26 可燃	27 資Ⅰ	28 大型	29 可燃	30

### 6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 資Ⅱ	4 可燃	5 資Ⅰ	6	7 可燃	8 環境事務所
9	10 資Ⅱ	11 可燃	12 資Ⅰ	13	14 可燃	15
16	17 埋立、資Ⅱ	18 可燃	19 資Ⅰ	20	21 可燃	22
23 環境事務所	24 資Ⅱ	25 可燃	26 資Ⅰ	27	28 可燃	29
30						

### 7月

日	月	火	水	木	金	土
	1 資Ⅱ	2 可燃	3 資Ⅰ	4	5 可燃	6
7	8 資Ⅱ	9 可燃	10 資Ⅰ	11	12 可燃	13 環境事務所
14	15	16 可燃	17 資Ⅰ	18 有害	19 可燃	20
21	22 埋立、資Ⅱ	23 可燃	24 資Ⅰ	25	26 可燃	27
28 環境事務所	29 資Ⅱ	30 可燃	31 資Ⅰ			

### 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 資Ⅱ	3 可燃	4 資Ⅰ	5	6 可燃	7
8	9 資Ⅱ	10 可燃	11 資Ⅰ	12	13 可燃	14 環境事務所
15	16 埋立、資Ⅱ	17 可燃	18 資Ⅰ	19	20 可燃	21
22 環境事務所	23 資Ⅱ	24 可燃	25 資Ⅰ	26	27 可燃	28
29	30 資Ⅱ	31 可燃				

### 令和7年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 資Ⅱ	7 可燃	8 資Ⅰ	9 有害	10 可燃	11 環境事務所
12	13	14 可燃	15 資Ⅰ	16	17 可燃	18
19	20 埋立、資Ⅱ	21 可燃	22 資Ⅰ	23	24 可燃	25
26 環境事務所	27 資Ⅱ	28 可燃	29 資Ⅰ	30	31 可燃	

### 8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 可燃	3
4	5 資Ⅱ	6 可燃	7 資Ⅰ	8	9 可燃	10 環境事務所
11	12	13 可燃	14 資Ⅰ	15	16 可燃	17
18	19 埋立、資Ⅱ	20 可燃	21 資Ⅰ	22	23 可燃	24
25 環境事務所	26 資Ⅱ	27 可燃	28 資Ⅰ	29 大型	30 可燃	31

### 9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 資Ⅱ	3 可燃	4 資Ⅰ	5	6 可燃	7
8	9 資Ⅱ	10 可燃	11 資Ⅰ	12 資Ⅱ	13 可燃	14 環境事務所
15	16	17 可燃	18 資Ⅰ	19	20 可燃	21
22 環境事務所	23 可燃	24 資Ⅰ	25	26	27 可燃	28
29	30 埋立、資Ⅱ					

### 令和7年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 資Ⅱ	4 可燃	5 資Ⅰ	6	7 可燃	8 環境事務所
9	10 資Ⅱ	11 可燃	12 資Ⅰ	13	14 可燃	15
16	17 埋立、資Ⅱ	18 可燃	19 資Ⅰ	20	21 可燃	22
23 環境事務所	24 資Ⅱ	25 可燃	26 資Ⅰ	27 大型	28 可燃	

### 令和7年3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 資Ⅱ	4 可燃	5 資Ⅰ	6	7 可燃	8 環境事務所
9	10 資Ⅱ	11 可燃	12 資Ⅰ	13	14 可燃	15
16	17 埋立、資Ⅱ	18 可燃	19 資Ⅰ	20	21 可燃	22
23 環境事務所	24 資Ⅱ	25 可燃	26 資Ⅰ	27	28 可燃	29
30	31 資Ⅱ					



熊野町公衆衛生推進協議会

令和五年度

環境と健康のポスター・標語コンクール 推薦作品



繋ぐじよ

自然を守る

希望の輪

他地区のごみステーションご利用の方へ

お住まいの地区に隣接する他地区のごみステーションをご利用されている方は、役場生活環境課までお越しください。その地区のカレンダーをお渡しします。  
なお、インターネット環境のある方は、町のホームページから印刷することもできます。